

健康保険で禁煙治療が受けられます！

2006年4月から、健康保険で禁煙治療が受けられるようになりました。

「楽に」「確実に」「あまりお金をかけずに」禁煙するためにも医療機関を受診して禁煙治療を受けることをおすすめします。

あなたも禁煙チャレンジしてみませんか？

近隣の禁煙外来一覧

健康保険を使った禁煙治療は、12週間で5回の診察を受けます。

医療機関名	時間	電話番号
東栄診療所	平日午前(予約制)	0536-79-3311
新城市民病院	月・火・金の午後 (予約制)	0536-22-2171
聖隷予防検診センター	月14:30、15:00 (5回目のみ木8:30可) (予約制)	053-439-1115 053-439-1116

※上記リストの医療機関は全て予約制です。
詳細は各医療機関へお問い合わせください。

~~~~~禁煙治療の流れ~~~~~

準備 健康保険で禁煙治療が受けられる医療機関を調べる

受診する医療機関が決まったら、予約が必要な場合があるので、予め電話で確認しておきましょう。



医療機関の検索サイト

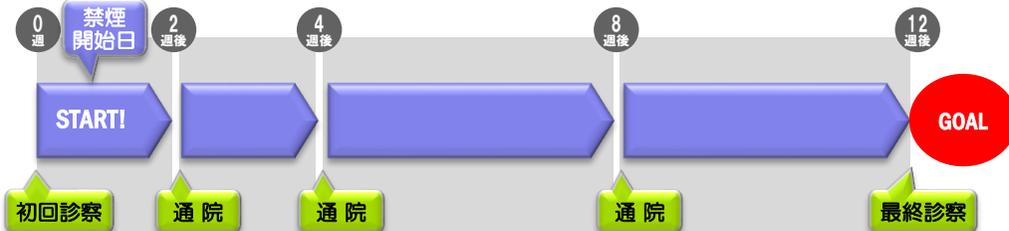
<http://www.nosmoke55.jp/nicotine/clinic.html>

(日本禁煙学会ホームページ)

検索キーワード「日本禁煙学会禁煙外来」

スタート 禁煙治療を受診する(受診回数は5回)

- ・健康保険を使った禁煙治療は、12週間で5回の診察を受けます。
- ・スケジュールを下記に示します。



- ・禁煙治療では、チャンピックスという飲み薬やニコチンパッチという貼り薬を使うことができます。
- ・治療は5回全て受診したほうが、禁煙成功率が高いことがわかっています。
- ・禁煙できなくても治療は最後まで継続しましょう。

その他医療機関

健康保険で禁煙治療が受けられる医療機関を調べられます。

日本禁煙学会禁煙外来

検索